

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年1月13日(2005.1.13)

【公表番号】特表2000-508673(P2000-508673A)

【公表日】平成12年7月11日(2000.7.11)

【出願番号】特願平9-537711

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 31/663

A 6 1 K 9/28

A 6 1 K 9/50

A 6 1 P 3/14

A 6 1 P 19/10

A 6 1 K 47/32

A 6 1 K 47/36

A 6 1 K 47/38

A 6 1 K 47/44

【F I】

A 6 1 K 31/66 6 0 4

A 6 1 K 9/28

A 6 1 K 9/50

A 6 1 K 31/00 6 0 3 Q

A 6 1 K 31/00 6 1 9 E

A 6 1 K 47/32

A 6 1 K 47/36

A 6 1 K 47/38

A 6 1 K 47/44

【手続補正書】

【提出日】平成16年4月21日(2004.4.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成16年4月21日

特許庁長官 今井康夫 殿

1. 事件の表示

平成9年特許願第537711号

2. 補正をする者

名称 ロシュ ダイアグノスティクス ゲゼルシャフト ミット
 ベシュレンクテル ハフツング

3. 代理人

住所 〒105-8423 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル

青和特許法律事務所 電話 03-5470-1900

氏名 弁理士 (7751) 石田 敬


4. 補正対象書類名

請求の範囲

5. 補正対象項目名

請求の範囲

6. 補正の内容

請求の範囲を別紙の通り補正する。

7. 添付書類の目録

請求の範囲

1通



請求の範囲

1. 食道炎を回避しながらカルシウム代謝障害を処置するための、胃液に対して耐性でない迅速放出性イバンドロネートフィルム錠剤であって包含されている活性物質の用量の30%以上が、1～7.4のpHにて水性媒質に2時間以内に放出されることを特徴とする、フィルム錠剤。

2. 包含されている活性物質の用量の75%以上が、2時間以内に、好ましくは1時間以内に、そして特に好ましくは30分以内に放出されることを特徴とする、請求項1記載のフィルム錠剤。

3. 前記活性物質を含有する内部がアジュバントと混合された、又は純粋な活性物質として、錠剤、顆粒、ペレット又は粉末より成る、請求項1又は2記載のフィルム錠剤。

4. 前記フィルムが下記の物質の群：セルロース、セルロース誘導体、デキストリン、デンプン及びデンプン誘導体、その他の炭水化物を基礎とするポリマー及びその誘導体、天然ゴム、例えばアラビアゴム、キサンタン、アルギネート；ポリアクリル酸、ポリビニルアルコール、ポリビニルアセテート、ポリビニルピロリドン、ポリメタクリレート及びその誘導体(Eudragit(登録商標))、チトサン及びその誘導体、シェラック及びその誘導体、脂肪及びワックス；のうちの少なくとも一の成分を含むことを特徴とする、請求項1～3のいずれか1項記載のフィルム錠剤。

5. 前記フィルムがメチルセルロース、ヒドロキシメチルセルロース、ヒドロキシエチルセルロース、ヒドロキシプロピルセルロース、メチルヒドロキシセルロース、メチルヒドロキシプロピルセルロース、ナトリウムカルボキシメチルセルロース、エチルセルロースのうちの少なくとも一種のセルロース誘導体を含む、請求項1～4のいずれか1項記載のフィルム錠剤。

6. メチルヒドロキシプロピルセルロースを含む、請求項1～5のいずれか1項記載のフィルム錠剤。

7. 前記フィルム錠剤がジメチルアミノエチルメタクリレートと中性メタクリル酸エステルとのカチオン性共重合体；アクリル酸及びメタクリル酸エステルの共重合体；エチルアクリレート及びメチルメタクリレートの共重合体のうちの少

なくとも一種のポリメタクリレートを含む、請求項1～5のいずれか1項記載のフィルム錠剤。

8. 前記フィルムがメタクリル酸とメチルメタクリレートとのアニオン性共重合体、セルロースアセテートフタレート、セルロースアセテートトリメリテート、並びにメチルヒドロキシプロピルセルロースフタレート、ポリビニルアセテートフタレートのうちの少なくとも一種を含むことを特徴とする、請求項1～4のいずれか1項記載のフィルム錠剤。

9. 前記フィルムが少なくとも一種の可塑剤、孔形成剤、充填剤、着色料、顔料、発泡防止剤、粘着防止剤を含むことを特徴とする、請求項1～8のいずれか1項記載のフィルム錠剤。

10. フィルムがプレスコーティング、フィルムコーティング又は錠剤コーティングによりコーティングされたものである請求項1～9のいずれか1項記載のフィルム錠剤。